小型除雪車（1.5m級）仕様書

【作業灯、ｽﾃｯﾌﾟﾗﾝﾌﾟ、前面熱線ｶﾞﾗｽ、ﾁｪｰﾝ、床ﾏｯﾄ、油圧式ﾁｯﾌﾟﾊﾞｯｸ、
幅1.8m、前後輪ﾀﾞﾌﾞﾙﾀｲﾔ、草刈装置】

平成２６年度

酒 田 市

小型除雪車（1.5m級）仕様書
【作業灯、ｽﾃｯﾌﾟﾗﾝﾌﾟ、前面熱線ｶﾞﾗｽ、ﾁｪｰﾝ、床ﾏｯﾄ、油圧式ﾁｯﾌﾟﾊﾞｯｸ、幅1.8m、前後輪ﾀﾞﾌﾞﾙﾀｲﾔ、草刈装置】

概　　要

この仕様書は、小型除雪車（1.5m級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は「道路運送車両の保安基準」（運輸省令昭和２６年第６７号。以降の改正分を含む。）に適合するもの、又は、平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年１０月８日付け建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む。））又は、「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成１８年３月１７日付け国総施第２１５号）に基づき指定または届出され、基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については酒田市長（以下「発注者」という。）と物品供給人（以下「受注者」という。）が協議の上決定するものとする。

１　性　　能　（JIS D6509 性能試験）

（１）最大除雪量	900 t/h　以上
（２）投雪距離	0～12 m　以上
（３）最大除雪幅	1,800 mm
（４）最大除雪高	1,150 mm　以上
（５）走行速度	0～40 km/h 以上
（６）騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85 dB(A)以下

２　主要諸元

（１）全　　長（走行姿勢）	6,000 mm 以下
（２）全　　幅（除雪装置含む）	1,800 mm
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）	3,000 mm 以下
（４）最低地上高	200 mm 以上
（５）車両総重量	7,500 kg 以下

なお、「８　付属装置及び付属品　８－２車両総重量に含まないもの」以外は、本車両総重量に含むものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）	5.0 m 以下
（７）乗車定員	2 人

3　車　　体

（1）機　　関

形　　式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	90 kW 以上

（2）駆動方式

形　　式	総輪駆動式

（3）タイヤ

形　　式	スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ 前後輪ダブルタイヤ構造とする。

（4）走行装置

後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること

（5）かじ取装置

形　　式	油圧式車体屈折機構式

（6）運転室

構　　造	全鋼製密閉形
窓	(前)熱線入り、冬用ワイパーブレード付 (後) 冬用ワイパーブレード付
ハンドル位置	左ハンドル

4　除雪装置

（1）形　　式	ツーステージ形、ロータリー除雪装置
（2）構　　成	オーガ､放出角可変型ブロワ､旋回･放出角可変･伸縮起倒式シュート

（3）能　　力

ブロワ放出角度	右35～左60 度 以上
シュート旋回角度	340 度 以上
シュート高さ	3,100 mm 以上
昇降範囲	地下 50 mm～地上 300 mm 以上
チルト角度	左右各 5 度 以上
シュー	除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること
安全装置	除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、（シャーピンの切断等により）除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガ系、ブロワ系に各々設けること また、オーガ空転防止装置を設けること
その他	シュート系統、装置チルト、昇降装置は油圧作動とする

5　草刈装置

（1）構　　造

本装置は、小型除雪車（1.5m級）に装着するもので、ロータリー装置を取外し、代わりに草刈装置を取付け、ロータリー装置用の操作レバーを使用して草刈装置を作動させる。

また、ロータリー装置用駆動軸より動力をとり、油圧ポンプを常時駆動させ、草刈装

置用電磁弁によって油圧モーターを回転させる構造とする。

草刈装置が作業中障害物に当たると安全装置が作動し、アーム先端が後方に回避し、装置及び車輌等の損傷を防ぐ構造とする。制御器搭載車においては、上記作動時に走行も停止させるものとする。

（2）性　　能

① 刈取幅	1,600 mm
② 作業時リーチ	
・平坦路において車輌中心より	4,000 mm 以上
・３７° 法面に合わせて車輌中心より	3,200 mm 以上
③ 作業速度	0～10 km/h
④ 作業変速	1速～2速 以上

（3）装置諸元

① 全長（装着ブラケットを除く）	1,700 mm 以下
② 全幅	1,800 mm 以下
③ 全高（装着時地上高）	1,600 mm 以下
④ 装置重量（装着ブラケットを除く）	1,250 kg 以下

（4）草刈装置

①カッターフレーム

個数	2 個
形式	鋼板製箱形

②カッター

個数	2 個
形式	油圧駆動水平回転式
外径	800 mm 以上
材質	鋼製（本体）
	SUP6相当（刃）

③シャーピンレス装置

形式	油圧作動式
作動荷重	300 kg 以下（標準作業姿勢、カッターケース先端にて）
作動検出センサー	接触式リミットスイッチ 1 個

（5）付属装置及び付属品

①操作スイッチ	1 式
②取扱説明書	2 部
③部品表	2 部

6　計器類

（1）運行記録計（45km/h、7日計）	1式
（2）速度計又は機関回転計	1式
（3）燃料計	1式

（４）アワーメータ　1式
（５）機関油圧計又は機関油圧警告灯　1式
（６）水温計　1式
（７）充電警告灯　1式
（８）その他標準計器類　1式

７　照明装置類
（１）前方作業灯　2灯
（２）後方作業灯　2灯
（３）黄色灯火（散光式）全幅 500㎜以上　1式
（４）その他標準照明装置類　1式

８　付属装置及び付属品
８－１　車両総重量に含むもの
（１）バックブザー（後方1mにおいて、音圧80dB(A)以上）　1式
（２）エアコン　1式
（３）ウインドウォッシャー（前面、電動式）　1式
（４）標識板（300×570㎜以上、車体後部取付）　1式
（５）けん引装置　1式
（６）座席ベルト（全席）　1式
（７）アンダーミラー（後）　1式
（８）非常用信号具（発炎筒1、赤旗1）　1式
（９）消火器（ABC粉末、1.8kg以上）　1式
８－２　車両総重量に含まないもの
（１）標準付属工具　1式
（２）予備シャーピン（全種類各10本）　1式
（３）床マット　1式
（４）タイヤチェーン（Sラグ付ラダー形、ﾁｪｰﾝﾊﾞﾝﾄﾞ付）　4本
（５）取扱説明書　2部
（６）部品表　2部
（７）履歴簿（仕様書を貼付けしたもの）　2部
（８）その他標準付属品（ラジオ等）　1式

９　塗装及び名入れ表示等
（１）国土交通省建設機械塗装基準による。
（２）名入れ
　車両両側の適当な位置及び後面中央、キャビン柱両側に「酒田市」と表示する（車両の適当な位置及び後面中央の名入れ方向は、向かって左側からとし、キャビン柱両側の名入れは、上から下へとする。）。

管理番号に関しては、発注者の指示による番号を表示する。材質は原則シール製とする。

文字の表示は、「建設機械整備費補助事業で購入する除雪機械の建設機械番号及び文字の表示について」（平成１０年１２月１４日付け建設省建設経済局建設機械課事務連絡）に基づくものとする。

その他詳細については、発注者と受注者が別途協議する。

10　検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。ただし、車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が分かる資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

11　保　　証

納入後１年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が１年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議の上、受注者に無償修理を行わせることがある。

12　その他の事項

12-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

12-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について」（昭和５５年６月５日付け建設省機発第４７３号（以降の改正分を含む。））に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請及び届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

12-5 これまでの条件のほか、この仕様書に追加（変更）して発注することにより、長さ、幅、重量等の数値が変わる場合でも、「道路運送車両の保安基準」に適合し、かつ性能等がこの仕様書に準ずるものでなければならない。